

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(目黒税務署長)

平成26年8月28日棄却・上告受理申立

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年4月15日判決、本資料264号-68・順号12449)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	富永 忠祐 山本 さやか
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	目黒税務署長 中林 英夫
被控訴人指定代理人	長谷川 武久 赤坂 尚哉 増永 寛仁 的場 秀彦 沼田 渉 小澤 信彦

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対し平成22年10月29日付けでした控訴人の平成19年分の所得税の更正のうち納付すべき税額9500円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が控訴人に対し平成22年10月29日付けでした控訴人の平成20年分の所得税の更正のうち納付すべき税額7万0900円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定(ただし、平成23年3月1日付け異議決定による一部取消し後のもの)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、平成19年から平成20年にかけて乙(以下「乙」という。)から合計9692万7418円の金員(以下「本件金員」という。)を受領したが、これを所得として挙げないで平成19年及び平成20年の各年分(以下「本件各年分」という。)の所得税の確定申告をしたと

ころ、処分行政庁から、本件金員は控訴人の雑所得に該当するとして、本件各年分の所得税に係る各更正（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定（ただし、平成20年分については、異議決定によりその一部が取り消された後のもの。以下、「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受けた。

本件は、控訴人が、本件金員は、乙から資産運用を委託されて預かったものであり、控訴人の雑所得には当たらないと主張して、処分行政庁の所属する被控訴人に対し、本件各更正処分等（ただし、本件各更正処分については、確定申告による納付すべき税額を超える部分）の取消しを求める事案である。

原判決は、本件金員は控訴人の雑所得に当たるとして、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が、これを不服として控訴をした。

- 2 関係法令の定め、前提事実、本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被控訴人の主張及び争点は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし4（2頁14行目から7頁6行目まで）に記載のとおりであり、争点に関する当事者の主張の要旨は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に関する当事者の主張の要旨」の1及び2（7頁8行目から14頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これらを引用する。ただし、原判決の7頁17行目の「あること」の次に「(以下、特に断らない限り、「奉納金」とはこの意味における寄付金のことをいう。)」を加える。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各更正処分等はいずれも適法であり、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第4 当裁判所の判断」の1ないし5（14頁7行目から30頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 18頁20行目の「搜索てん末書」を「臨検てん末書及び搜索てん末書」に改める。
  - (2) 21頁22行目の「原告が」を「乙が」に改める。
  - (3) 23頁13行目の「13頁」の次に「、33頁」を加える。
- 2 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから、これを棄却すべきである。
- よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 貝阿彌 誠

裁判官 田代 雅彦

裁判官 岡山 忠広